

第五回國會議院
內閣委員會運輸委員會連合審查會議錄第一號

100

100

審議願うことといたします。

次に第三章は、運輸省に置かれる外局でありまして、これには船員労働委員会と、海上保安廳とがあります。これらにつきましては、詳細はそれぞれ労働組合法、海上保安廳法の規定に譲ることといたしました。また從來運輸大臣所轄のもとに存在していた海難審判所につきましては、このたび海上保安廳の所轄のもとに移し、審判につきましては、從來通り独立して、職権を行うようにいたしました。

最後に、附則のことについて一言いたします。これは経過規定を明らかにしたこと、機構改正に伴う関係法令の整理を規定し、鉄道局長を陸運局長と改め、または海運局長官を運輸大臣と改める等、所要の改正をしたのであります。

以上、この法律案の制定の趣旨及び内容の概略を御説明いたしました。この法律案は、國家行政組織法との関係から、六月一日から大部分を施行いたしたいと存じます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことを御願ひ申し上げる次第であります。

○齋藤委員長 これより質疑に入りますが、念のため一言しておきます。申すまでもなく、本案は運輸省の機構に關する問題でありますからして、従つて御質問も機構に關する点のみに制限せられまして、運輸行政の運用等につきましては、また別に運輸委員会において十分検討せられることと思ひますから、この旨をお含みの上で御質問願ひます。米澤清亮君。

○米澤委員 運輸大臣にお尋ねしたい点は、運輸省設置法提案理由の御説明のうち、第一章の総則中の第三條

に、運輸省の所管事務として港湾というものが入つておるのであります。これは當然のことだと私は考へておりますが、一部には港湾建設は建設省に持つて行くべきだという意見があるようであります。現に建設委員会においても、そういう議論が出ておるやに承つております。こういう意見の出る来るゆゑは、大体防水、治水という観点から、河川の修理、それを延長して行きますと、河川が港湾に入る場合において、当然建設省の任務がそこまで及ぶという機械的な考え方、そういう意見が出て来るのだと思ふ。ところが日本の事情を見ますと、河川港というものはきわめて少い。たとえば石巻、酒田等、いわゆる港湾としての價值から言つて二流、三流の港湾であつて、そういうわずかな例をもつて、神戸であるとか、横浜であるとか、そういう港における港湾建設の事業まで、これを建設省でもつてやるという考へ方は、日本の海運業発展のために、私は決して能率を上げるゆゑんではないと思ふ。そういう点を諸外國の例をもつて見まして、河川が港に入つておる港湾は相当あるのでございますが、その場合はおいて、その港湾の建設という事務については、ほとんど全部例外なくハーバー・マスターの権限におかれておる。しかもそれが運輸省の統率のもとに置かれておるのが現状であります。そういうところから考へまして、いわゆる防水、治水という建前から見た建設事業の範圍内に港湾を入れてしまふということは、日本の海運の健全なる発展のために、私はよろしくないと思つておる。これに對して運輸大臣はどういうお考えを持つておる

か、それをお伺いしたいと思ふ。

○大屋國務大臣 ただいま米澤君の御質問の港湾の建設の方面につきまして、まづたたく同君と政府は所見を統一するものでございませう。すなわち港湾の建設は、一般の建設と大いにその趣が異なつておまして、やはりその港湾の建設の特殊性から考へまして、港湾を運営するところのものが、その建設をつかさどるということが、最も能率を上げ、適當であると信じておりますので、私といたしましては、港湾建設は、やはり運輸省がこれを所管して行くものと、かたく信じておる次第であります。

○米澤委員 次に、先ほど大臣の御説明のうちに、商船学校、高等商船学校、この問題が言われたのでございませうが、すでに今日總計六十、あるいは七十の單科大学、あるいは総合大学ができて、今月から出発することになつておる。ところが高等商船学校だけは、その例に漏れまして、現に同じような種類の学校、すなわち水産講習所は、大学として発足することになつておる。ところが商船学校だけは、この國會にも大學令の中に入つて来ておらない。そういうわけで、出発が遅れておるわけでありませうが、商船学校、高等商船学校を大學に昇格するということは、業者の非常な要望であるとともに、海員の要望であり、海員教育という建前から見て、そういううまいに発展することが望ましいと思ふのであります。先ほど大臣のお言葉によると、その辺がどうなつておるか、あいまいです。それはいつから発足するのであるか、そして何ゆゑに他の大學

と同列にこれが発足できないのか、その辺のいきさつを、さしつかえなかつたならば、承りたいと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいま御指摘の問題は、実は運輸當局といたしましては、商船学校を大學令に基きまして、大學に昇格をせしめようという考えを強く持つておるのであります。この点につきまして、自余の諸大學の昇格と同時に、この問題を解決いたすということにつきましては、実は關係當局とまだ協議が十分とれない次第でございまして、そのために今回他の大學の昇格と歩調を一致することができなかったという実情にあるわけでございます。

○米澤委員 最後にお尋ねしたい点は、大臣の御説明の最後の方に、海難審判所の所管の問題について御説明があつたのでありますが、現在、これは大臣の指揮、命令、監督ということの範圍できめておられる。ところがこの改正原案によりますと、これを海上保安廳の所管に移すということになつて、格下げの形である。從來海難審判ということは相當問題があるのであります。私も、私も議會に席を持つてから、毎年のようにこの問題を質問した

り、あるいは取上げておるのであります。海員は二重罰刑というところが、今日非常に重大な問題になつておる。たとえば海上における船舶の衝突であるとか、あるいはその他の海難事故については、当然海上における運輸その他の専門知識を持つておる海難審判所が、まずその調査に當るべきである。すなわち海難審判所に屬しておる理事官が事件の起つた現場に行つて、何ゆゑ衝突が起つたか、あるいは何ゆゑ事

故が起つたかということをお調べ。そういう専門的見地から調べなければ、正當なる審判が行われぬ。ところが從來日本では、間々地方の檢察廳あるいは地方裁判所が最初にこれに關與して、そして割合に海上における知識の少ない人たちがこれを取扱つて、そのらざる判決を下されておる。あるいは妥協ならざるところの起訴が行われるということになつて、そしてそれが行われた後に初めて専門的ないわゆる告訴、起訴なり、あるいは裁判が海難審判所で行われる。この点については、海員の迷惑が非常に多いと同時に、船主である事業主の迷惑も非常に多い。そこでわれわれは、この二重刑罰を避けるために、地方の海難審判所が手をつけて、そして審判を下すまでは、陸上の一般の地方裁判所あるいは地方檢察廳は手控えてもらふということをお政府要路者にお願ひして、大体において了解を得て、そしてそのわれわれの趣旨が行われて、それに不服なものは高等海難審判所へこれを上告する、あるいはさらに陸上の高等裁判所でこれを取扱うというぐあいに、順序を正して来ておる。しかもその当時は高等海難審判所は運輸大臣の直轄下にあつた。それであつてもなおかつ陸上の地方裁判所では海難審判所よりもさきに海難問題を審議して、最高裁判所はたゞ形式的に取扱うという程度になつておつたところが、この運輸省設置法案によると、一段下げて、これが海上保安廳長官の監督ということになり

ますと、これはただいま申し上げた海上事項があとまわしになり、蔑視されるという傾向にます。拍車をかける

と、これはただいま申し上げた海上事項があとまわしになり、蔑視されるという傾向にます。拍車をかける

と、これはただいま申し上げた海上事項があとまわしになり、蔑視されるという傾向にます。拍車をかける

と、これはただいま申し上げた海上事項があとまわしになり、蔑視されるという傾向にます。拍車をかける

と、これはただいま申し上げた海上事項があとまわしになり、蔑視されるという傾向にます。拍車をかける

と、これはただいま申し上げた海上事項があとまわしになり、蔑視されるという傾向にます。拍車をかける

ことになる。運輸大臣の指揮監督のもとにあつて、さういふ偏頗な一方的な悪い結果を見ておつたのに、これがその下の運輸省の外郭官廳である海上保安廳長官の指揮命令を受けることになれば、これは海難審判所の權威が落ちて、一般の陸上の裁判所あるいは檢察廳が先鞭をつけて、問題を処理するという弊風をますます助長することになると私は思う。しかも海上保安廳は、私はさう思いませんが、口がなき方面では、これは第二の日本の海軍であるという非難さもある。すなわちここにありす通り海上保安廳は海上における治安その他密輸入の防止とか、さういつた檢察事務を取扱うのが海上保安廳である。この海上保安廳へ海上における不祥事その他の審判問題、すなわち海上における最高の裁判所をこの檢察廳のもとへ移属せしむるということは、まず日本の海上保安廳が將來海軍の地下になるという非難を裏づける形になつて、これは外國人から考えても、はなはだ悪い印象を與えるものだといふに考へております。何ゆゑにここで從來運輸大臣の所管のもとにあつた海難審判所を一段下げて、海上保安廳、しかも檢察事務を取扱うところの、ちやうど陸上で言へば檢察廳といふやうなところへ、公平なる海難審判をなすやういふ機構を持つて行かなければならなかつたか、その点私はまことにふしぎであります。この点については、私はこれは現状通りがいと思ひますが、なぜさういふふうに変更されたか、大臣の明確なる御答弁を承りたいと思ひます。

○大屋國務大臣 たいだいの御質問の要点は、現在運輸大臣の監督にあるものを、なぜ海上保安廳に管轄をさせて、格下げをしたか、かつまたその響きはおもしろからざる響きと與へる。また機能的にも障害を受けるのじやないかという御趣旨のようでありす。が、運輸大臣の管轄を海上保安廳の管轄に移行いたしましたも、この海難審判の機能は自身に對しては、ごうも從來と變化はございませんで、從來通りの機能が發揮できる仕組みにいたしてあります。従ひまして、保安廳の方に格下げをしたから仕事は十分に行かないといふやうな懸念は、私はなほと信じておる次第であります。なおまた後段の御心配の点も、これはほとんど米室さんの杞憂でありまして、そのやうなことはないと思ひます。これをさらに詳しく御説明いたします。ならば、結局海難に対する審判も、終局的には海上交通の安全をはかるために海難の發生を防止することとて、ごうも、海上の安全を確保いたしまして、治安を維持することをその任務としております海上保安廳と、その事務が性質上密接な關係にありす。なおまた海難審判所の審判に對應いたしす檢察官である海難審判理事官も、現在は海上保安廳長官の指揮下にあるわけでありまして、海難審判所の審判の主たる対象となる船舶職員及び水先人の免狀に関する事務なども、海上保安廳で所掌している現状でありますから、海難審判所を海上保安廳に移管した方がむしろ合理的であると考えられるのであります。なおまた今回のこの移管の措置につきましては、行政機構の整理の方針にもかつたものであるといふ考へ方をいたしてゐるのであります。すなわち海難審判所を海上保

安廳長官の所管のもとに移管いたしすしても、海難審判所の職務遂行は、最初申し上げました通り、その本來の性質上独立的であることは言うまでもないわけでありす。が、ごうも事務的にはさしつかへがございせん。なお審判官の任免は従前通りこれを運輸大臣が行うことになつておりますから、これまた御了承をお願いいたしたいと思ひます。

○米室委員 今の運輸大臣の御説明は私納得できません。實質的には何ら從來とかわりはない。そして海難審判官の任免は第十條によつて運輸大臣が命令することになつておる以上は、しかも聞くところによると、運輸大臣の指揮監督を受けるという現行法通りにしておいても、何ら予算はそれでふえるのでない。海上保安廳に移つたから、それで予算が減るというわけでもないといふこととあれば、何ゆゑにこゝういふ格下げの印象を與へるやうな改正をしたか、その理由がわからぬ。なるほど海難審判所の理事官は海上保安廳に属してゐるかもしれせんが、檢察官である理事官と裁判官とはこれは當然分離すべきものであつて、裁判官の所轄まで海上保安廳に移すといふことはこれは改悪だ。しかもこの点については陸上の裁判所の方でむしろ同情して、君らは改正するのになぜそれでだまつておるかと言つて、海難審判所の方へ働きかけておるといふことも聞いておる。こゝういふやういふ、いろいろの観点から見まして、予算もふえるのでない。それからその他の点について現行法の方がはるかに明瞭、明確なる印象を與へるといふのに、何を好んで海上保安廳へ海難審判所を所轄を交

更しなければならぬか、もう一度その点をお聞きしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 それはたゞいま御説明申し上げました通り、海上保安廳は、海上の保安の維持といふやうな点の管掌をいたしす主務官廳であります。と同時に、船舶職員及び水先案内に對する免狀の發給といふやうな事務も兼ねてやつております。また海難審判所の理事官も海上保安廳がこれを所轄しておるといふやうな点から見まして、かつまた一面今回の行政整理の観点から見まして、取扱います仕事にこゝうも從來と變更を來さないといふことにおきまして、今回のこの措置がむしろ合理的であるといふ考へ方で移管をいたした次第でございます。

○米室委員 繰返して申しますが、理事官が海上保安廳の長官の指揮監督命令を受けるから、審判官も受けなければならぬといふことは私は俗論であると思ふ。それから海上交通に關係があるから、審判官もこの海上保安廳に移すといふことは、海難の内容がよくわかるりになつておらぬ。海難は必ずしも衝突するといつたやうな刑事問題を伴うものばかりぢやない。坐礁といふこともあれば、あるいはその他の一切の海難事故がある。その意味において從來は海難審判所は獨立をして、運輸大臣の外郭官廳として運輸大臣の直接指揮命令を受けておつた。しかも行政整理の關係とおつしやるが、海上保安廳になつたらば、海難審判所を減員するとかいふことが要請されておるのですか、その点をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 それは同じことを繰返すやうであります。要するに海上の治安維持あるいは船員ないし水先案内人の免狀の發給といふやうな事務を海上保安廳が所掌いたしてあります。しかも海難の事変はそれらの仕事——海難といふことは御説の通りいろいろの場合がございしますが、仕事は海上の保安を所掌しております海上保安廳で、しかもこれが審判の理事官まで持つておりますから、その点に對しまして私はやはり海難審判の仕事は海上保安廳でやつて一向さしつかへないと思ひておるわけでありす。

なおまた今回の行政整理をやりましても、審判所の職員には減員は少しもいたさないといふこともやつております。かつ、機能的には運輸大臣の管轄下にありす現在と少しもかわらぬにやつて行けると信じて、この措置を講じた次第であります。

○米室委員 運輸大臣の直接の指揮監督の現状のままで、實質的にはかわらないといふのだつたら、何を好んで海上保安廳の長官の指揮命令を受けなければならぬといふやういふ改正したか、眞意がよくわかりません。しかしこれ以上は運輸大臣と私の見解の相違でありますから、これは討論の際に譲りまして私の質問はこれで打ち切ります。

○齋藤委員長 柳澤義男君。

○柳澤委員 大臣にお尋ねいたしますが、第六條の規定に運輸審議會に關する性格と申しますか、運輸審議會の決定は尊重して、運輸大臣が事務を処理するといふ規定がございす。この審議は諮問機關であるように見えますが、その決定を尊重してといふ用語が非常にあいまいでございす。これはある程度意思の補充機關でありまし

ようか、単純なる諮問機関でございましょうか、その点をまず明らかにしていただきたいと思います。

○大屋國務大臣 ただいまの御質問ですが、運輸審議会は諮問機関であると思われのではありませんが、この條文の日本語の書きまわしは「運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会に諮り、その決定を尊重して、これをしなければならぬ。」というふうにして書いてあります。ところがこの英訳で關係筋と打合せたもので、その解釈に役立つものを説きますと、英文では「ザ・ミニスター・オブ・トランスポート・シヤル・シヤル・コンサルタント・ザ・トランスポート・シヤル・カウンスル・ア・ド・シヤル・ネックス・パイデ・シヤス・リ・キヤリー・アウト・ネセサリー・メジューアーズ・ウィズ・ハイ・リガー・ド」というように書いてあります。これを日本語で尊重しなければならぬ、ねばならないというのでシヤルという字を使つてある。そこで英文の方の書き方を見ますと、シヤルという字が使つてあつてウィズ・ハイ・リガー・ドとなつておられますので、実は私もこの点に疑問を持つて、しほり開

が、この審議会の意見を相当ハイ・リガー・ドに――高度に尊重しなければならぬ、この當局との話し合いになつておりますので、この辺でひとつ御判断をお願いしたいと思います。

○柳澤委員 ただいまの御説明もつぱら翻譯であるということをはつきりさせていた程度でありまして、その本質、性格は依然としてわかりません。これは翻譯以上に何かもつと明確にすることはできないのでございませうか、その翻譯に苦心する以外に、最近いろ／＼な法規ができてきて、ことに審査会とか審議会があります。ひとつには單純な諮問機関の場合があり、時に意思補充の、たとえば大臣だけの意見でも決定できない審査会の決議と、しかも決議だけでもできないで、それと相まつて初めて効果を生ずる、たとえば檢察廳法の第二十三條による審査委員会の決定のときもあれば、あるいはまた完全に決議機関である場合もあります。このようにいろ／＼にわかれておりますが、この場合こういうふうな條文が出てきて、國民がこれを見てはたしてどういふふうに解釈するか、一々まさか原文がどうであるからと、いふ解説もできませんまいと思つて、これを何とかもう少し原文を付度してもつけようであります。一層日本の立法としてはつきりした性格にくるというふうなことは、許されないのであります。どうか、その点お伺いしたい。

○大屋國務大臣 この條文の和英両文をただいま申し上げましたので、また日本文の方の、尊重しなければならぬ、という文字の解釈のしようによります。ほとんど全部その審議会の議に運輸大臣が束縛を受けるといふ見方も成立せしめようし、尊重するのだから尊重して、ある程度は運輸大臣の自由裁量の余地が残されておるといふふうな解釈もできるかと思つておりますが、私たちがともかくもこれを條文としてここに掲げた次第であります。ことを御了承願ひたいと思つております。

○柳澤委員 ただいまの御説明は、まったく了解することにかゝつて骨が折れるほどむずかしいことでありまして、それ以上は私はお尋ねすることをお断りしてはとどめます。

さらにこれに付随いたしまして、第八條に委員は七人をもつて組織する、しかもその会長には運輸次官たる委員をもつて充てるといふことになつておりますから、この七人の委員の中には、もちろん運輸次官が入るわけでございます。しかも會議の法則にのつとつて運営いたします。でありますから可否同数の場合は、常に運輸次官が決定権を持つというふうに考えられるのであります。その点はほとんどこの審議会なるものを形式に流し、まつた形式的に行うにすぎない。かえつてこの形式だけならば、事務の能率を非常にはばむではないかというふうな憂いもあるのですが、この委員の七人、運輸次官を委員長として決定するといふ点もやはりこれは何と云へますか、英文で示された通りということになるのでございましょうか。

○大屋國務大臣 やはりこれも關係筋としては、協議をいたしまして、委員の数は外部から六人、しかもこれは常用といふますか、常雇の少くとも一級官といふことになつておりました。

その議長は運輸次官ということになつておるわけでありまして。

○柳澤委員 ただいまの問題はこれで終りまして、次にさつき他の委員からお話があつたと思うのですが、第二十六條港務局の事務の内容につきまして、一、二、三、四、五はまつたく土木建築關係に考えられます。従つてまたこれに付随いたしまして、第三十九條の港務の建設部の設置、さらにその事務内容として四十六條を検討いたしますと、まつたく土木建築の範圍に限られております。そういたしますれば、土木の範圍、目的からいいますと、建設省が行つておる多くの仕事部門に当てはまるのではなからうか、また建設省の事務に移した方が、かえつて機械材料その他技術上の面から一貫作業ができて、非常によろしいのではないかとおられるのであります。従いましてこれらは建設省の方に御割愛せられてはどうか。何だかセクシヨナリズムに災ひされておるやうな感じもいたしますので、重ねてそのところをお伺いする次第です。

○大屋國務大臣 ただいまの問題はしほり論議いたしたところでござい

ますが、この港務の建設の部面は、なるほど土木の仕事の分野ではござい

ますが、一般の土木の仕事とは、その内容性質が著しく専門的になつてお

まして、港務の建設は、やはりこの港務を運営いたしますところが、これをつかさどるといふのが最も合理的であ

り、かつ能率的であるという点につきましては、これを建設省の事務に移すよりも、はるかにパーセンテージが多

いと確信いたしておる次第でありま

して、單純に建設土木の仕事とい

ますが、この港務の建設の部面は、なるほど土木の仕事の分野ではござい

ますが、一般の土木の仕事とは、その内容性質が著しく専門的になつてお

まして、港務の建設は、やはりこの港務を運営いたしますところが、これをつかさどるといふのが最も合理的であ

り、かつ能率的であるという点につきましては、これを建設省の事務に移すよりも、はるかにパーセンテージが多

いと確信いたしておる次第でありま

して、單純に建設土木の仕事とい

ますが、この港務の建設の部面は、なるほど土木の仕事の分野ではござい

ますが、一般の土木の仕事とは、その内容性質が著しく専門的になつてお

まして、港務の建設は、やはりこの港務を運営いたしますところが、これをつかさどるといふのが最も合理的であ

り、かつ能率的であるという点につきましては、これを建設省の事務に移すよりも、はるかにパーセンテージが多

いと確信いたしておる次第でありま

して、單純に建設土木の仕事とい

ますが、この港務の建設の部面は、なるほど土木の仕事の分野ではござい

ますが、一般の土木の仕事とは、その内容性質が著しく専門的になつてお

まして、港務の建設は、やはりこの港務を運営いたしますところが、これをつかさどるといふのが最も合理的であ

り、かつ能率的であるという点につきましては、これを建設省の事務に移すよりも、はるかにパーセンテージが多

いと確信いたしておる次第でありま

して、單純に建設土木の仕事とい

ますが、この港務の建設の部面は、なるほど土木の仕事の分野ではござい

ますが、一般の土木の仕事とは、その内容性質が著しく専門的になつてお

まして、港務の建設は、やはりこの港務を運営いたしますところが、これをつかさどるといふのが最も合理的であ

り、かつ能率的であるという点につきましては、これを建設省の事務に移すよりも、はるかにパーセンテージが多

いと確信いたしておる次第でありま

して、單純に建設土木の仕事とい

ますが、この港務の建設の部面は、なるほど土木の仕事の分野ではござい

ますが、一般の土木の仕事とは、その内容性質が著しく専門的になつてお

まして、港務の建設は、やはりこの港務を運営いたしますところが、これをつかさどるといふのが最も合理的であ

り、かつ能率的であるという点につきましては、これを建設省の事務に移すよりも、はるかにパーセンテージが多

いと確信いたしておる次第でありま

たしすためには、やはり道路の調査及び研究ということが必要といたす次第で、これは従来もやつておるわけで、今回新規にこれを加えたことではないのでございます。

○柳澤委員 ただいまのお話でよくわかりますが、もしさような御意見だとするならば、この第二十八條の九は「道路運送に關し、」で切れておりますが、最近の口語文章の構成技術と申しますか、用語の使い方が申しますならば、ただいま大臣がおつしやられるように、道路運送に重点を置くという表現をいたす場合には、「道路運送に關し、」で切れます。「道路運送に關する道路の調査及び研究」とかようになるのが、合理的ではないか、かように考えるのですが、その点はいかがでございましょうか。

○小幡政府委員 お話のように、道路運送に關する道路の調査というふうにいたすのも、一つの文章であらうと思ひますが、これでもはつきりそうとれるじやないか、同じことじやないかと私どもは考えております。意味はそういう意味でございします。

○柳澤委員、そういう意味でありますれば、私はこの点は了承いたします。

○齋藤委員長 次は尾崎末吉君。

○尾崎(末)委員 先ほど柳澤委員から御質問になつた点と同様な点ですが、ダブルようであつて違つた点だけを御質問申し上げてみたいと思つたのであります。それは運輸審議会の性格に關しては、先ほどの御説明でわかつたように思ふのであります。しかしこの運輸審議会というものは常設されるのであります。これは大臣に直屬しておるものか、もしくはあとの方の第二十七

條の鉄道監督局というものにこれは常時關連を持つて来るものであるか、どちらかということ、まずお答え願ひたいのであります。

○大屋國務大臣 ただいまの御質問の点は、この機關は大臣に直屬いたし、かつ常設的なものでございします。

○尾崎(末)委員 そういたしますと、あげられておりますところの仕事が、監督局の方と同様なことを書いてありますので、これはなわ張り争ひの起る心配はありませんが、そういう点について御答弁を願ひます。

○大屋國務大臣 御質問の点であります。監督局は大臣の直屬の部局であります。監督局は大臣の意思を遂行して、種々の立案行政をいたすところであり、また審議会の方も同じ運輸事務を種々検討いたします場合におきましては、やはりこれは大臣直屬の機關でございします。同じ問題を同機關で取上げますので、そこに衝突するとか、あるいは二重になるとかいうことはないと考えます。すなわち一方の監督局は日常の行政の執行、立案機關であり、また一方はどちらかといひますと、いわゆるアドバイザーというやうな意味が多分に含まれておりますので、片一方は実行、実施、一方は勧告といふ、おのずから分野がそこに私ははつきりわかれて、支障なく行くものと考へております。

○尾崎(末)委員 大体わかりました。同じ審議会に關する問題について、第六條の第一に「日本國有鐵道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに關する認可」ところあります。大体運賃の決定並びに変更等に關しは、國会の議決を経

なければならぬことになつておりますが、その關係はどういうことになりすか。

○大屋國務大臣 これは在來も物價局と運輸省との共管になつておる性質の仕事でございまして、ただいま御指摘の点も、國会の承認を経るものももちろんであります。それを前にその審議会で審議をするという意味と御解釈願ひたいのであります。

○尾崎(末)委員 ただいまの点で承りました。そこで大体六條の九に關係のあることとありますが、省營バス並びに省營線の中で、拂下げ、譲渡をなさるといふ計画に關してであります。この計画は今までは「御質問申し上げたところでありすが、あらためて伺つておきたいと思つたのであります。それは財政の都合上予算を捻出する、こういう立場を主として尊重せられて拂下げをなさるつもりであるのか、あるいはこれらの路線の性質によつて拂い下げる場所があり、あるいはそのすまじくして置くというやうなはかりをなさるつもりであるか、最近この問題について、しきりに各地から陳情が参つておるやうでありますから、あらためてこの点をお伺ひしてみたいと思ひます。

○大屋國務大臣 御質問の後者に屬する考えを主としていたしまして、かてて加えてその結果、これが財政の逼迫の幾分の補いにもなればつこうだといふ考えを持つておる次第であります。

○尾崎(末)委員 もう少し言ひ残した審議会の問題であります。第八條に「審議会の会長は次官をもつて充てられるのであります。そうした場合に、さつき英語によつて御説明なさ

れたやうな強い意味においての勧告といふか、決議といふか、そういうことをいたす場合におきまして、大臣の下におられるところの次官が、大臣以上の権限を振うといふやうなことが、あるいは出て来ることを予想されますが、そういう場合においての適當なるはからいについて、何か御構想があるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○大屋國務大臣 こまかく分析的に考えますと、その機關の委員長は次官であるから、その次官がその委員會を牛耳るやうな場合もあり得るかと思ひますが、大体におきまして、行政官廳である運輸省の長である大臣と次官は、一体不可分の意味合ひにおいて日常の職務をいたしておりますがゆゑに、尾崎さんの御心配のやうなことは、發生せしめないように運営して行けるものと考へております。

○尾崎(末)委員 了承いたしました。次は第十九條の二項に定められてあります「大臣官房に、觀光部を置く。」これでありすが、今後のわが日本にとりまして非常に重大な任務を持たされるのが、觀光事業であらうかと思ふのであります。しかるに海運局、船舶局その他の局と比較いたしますと、決して觀光のことがさう劣つていないだけではない、あるものにはまさつておるやうな点も考えられるのであります。なぜこれを局にしないで觀光部として置かれたか、これについての事情を伺つておきたいと思ふのであります。

○大屋國務大臣 御説の通り、この觀光の仕事は、現在もまた將來も非常に重要な事務であります。従つてこれが

行政をいたしますところを、部よりも大きな機構である局にしなければならぬ、どういふわけであるかという御趣旨でございします。ごもつとも次第であるのであります。とりあえず現在のところでは、これを部で處理いたして参りまして、現在よりもさらに觀光行政の規模が、すなわち觀光客がどんどん参るといふやうな場合、また講和條約でも締結されて、國際的に對等の地位が確保できますやうなあかつきには、さらに發展することも予想されますが、さうな場合にはもちろんそれを局に引上げるが、ただいまの觀光行政の規模の点におきましては、今行政整理もいたしておるやうなことでございしますから、部をもつて處理いたし、やがてこれが發展いたします場合には、さらに進んで局にするという考へをもつてかやうにいたした次第でございします。

○尾崎(末)委員 運輸大臣の御説明はよく了承いたしました。これは御説明の中の消極的な一つの考へ、いわゆる外部からどしどし觀光の仕事がふえて参つた場合は、局にするという言葉が一部あつたやうであります。外部からさういふことになつて来るのを待たずに、進んで觀光部の方でどしどし仕事が出て来るやうに御努力を願つて、できるだけすみやかに觀光局に直していただくやうに、その点を、希望を申し上げておきます。

それから第二十一條の三項に「運輸省に、運輸省參與二十人以上を置き、省務に參與させる。」という一項があります。ぽつんとあるだけで、これが性格がはつきりいたしてないやうであります。この參與といふものの性格

を御説明願いたいと思ひます。

○大屋國務大臣 この參與という制度は、何をやるという事でなしに、運輸行政一般の事務に對して、いわゆるアドバイザーを受けるという氣持で置いてある制度であります。

○尾崎(末)委員 審議會とこの參與とがダブつて行くようなことが考えられないでしょうか。私はそういうふうな感じがするのですが、その点について御説明をお願いします。

○大屋國務大臣 審議會の方は、実体の仕事を、あらゆる事實に基いてただちに実施し得るというふうなお膳立てまでも整えるところまでやつて行く、常設の日々仕事をとる実体的の機關でございますが、參與の方はただいま申しました通り、運輸行政全般に對する、いわゆる報告というふうなものを受け取る機關でございますので、もちろん万般のことを取扱います關係上、同じ事務を取扱いますけれども、尾崎さんの言われるようにダブつて非常にむだであるというふうな懸念は、私はないと考えております。

○尾崎(末)委員 その点わかりました。次に第二十七條の第五号の鉄道司法警察に關する件であります。鉄道警察は相當に成績を上げて参つておるようでありまして、旅行する者に対しては、相當信頼感を持たれておることには申すまでもないのでありますが、この司法警察に對して、現在と比較して、どういふ程度に積極的に司法警察の運用をおやりになるおつもりであるか、そういう点についての御計劃があれば承つておきたいと思ひます。

○大屋國務大臣 これはひとつ鉄道總局長官に説明いたさせます。

○加賀山政府委員 終戦後旅行者の乗車の秩序が乱れまして、また荷物方面ではいわゆる悪性事故と申しておりましたが、抜取り等が非常に頻繁に行われまして、これに對してどうしても當局として人を配置いたしまして、御乗車のお世話をしたり、また荷物の抜取りを防止する見張りをしに行くというふうな方策をとらまないと、十分に行かなかつたのであります。最近に至りまして、多少それらの情勢は緩和されておりますけれども、まだ急速にそういう人たちの配置を除く、という段階までは至つていないのでございます。

非常に多くの人を配置するということは、経営上から見まして、財政負担がふえますので、これも考えなければならぬが、適度の、経営から見ても得ない人員を配置して、これに十分かりした訓練を與え、そして乗客のお世話をします。また荷物の抜取り等の見張りをし、あるいはこれらの紛失を防止するということは、ぜひ必要だと考えておられまして、本年度におきましても、これを維持するという意味合いにおきまして、なおその方策を續けて來ておる次第でございます。非常な擴張は今のところ考えておりません。あくまでも一般警察にかわりまして、その補足的役割を果たすところに、重点を置いて参りたいと考えております。ただ一般警察と異なつて、鉄道自体がみずから、鉄道の運賃を準備するという立場から参りますので、その点一般警察とは異なつた性格を持つていと思ふ次第であります。

○尾崎(末)委員 その点につきまして

は、経費の許す範囲内におきまして、できるだけ積極的になおやりをお願いしたい、こういう希望を申し上げておきます。

あと簡単に二件で終りますが、この法案の第四條にさかのぼりまして、第四條の六に「職員に免及賞罰を行ひ、その他職員に人事を管理し、並びに職員を訓練すること」とあります。これは鉄道運賃の値上げ等に関しまして、もしばしば御質問を申し上げ、意見を申し上げました通り、一方に運賃を値上げする、それに比例する以上に十分にサービスその他の点において、努力しなければならぬことはもとよりなものであります。職員を訓練することとはまことに賛成だと思ふのでありますが、訓練することについて、何らか新しい構想をお持ちになつておるかどううか、それを伺つておきたいと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいま尾崎君の御指摘になりました点は、運輸本省の職員の意味するものでございまして、御質問の趣旨は、鉄道がコーポレーションになりました現場の現業員の点に關するものと拜聴いたしましたのであります。それにつきましては、鉄道總局長官から御説明いたさせます。

○加賀山政府委員 從來教習所等につきましては教養をつけますと同時に、現場におきまして職場自体におきまして、しつけと申しますか、訓練をして参つたのでございまして、これも競争中から少しづつ戦前のようになつて行かなくなつておられます。見劣りするようになつておられますことは、まことに遺憾に存じております。御承知のよう

に、六月一日から公社になるのござ

います。それまでの間におきまして、今申しました教習所は依然として存置してございまして、また現場における教養に重点を置きまして、新しい従事員の訓練に努めておる次第でございます。今後一層その点につきましては、やつて行かなければならぬと存じておる次第であります。

○尾崎(末)委員 いま一点でしまいでありますが、これは大臣に御答弁を願ひたいと思ひます。それは國有鉄道の總裁の選任が近く迫つておるのであります。これに關しまして、民間各所の批評を聞きまして、この總裁に

おゆる官儀の古手を持つて参る、所謂ある一種の所謂方面のうば捨山のような形に持つて行くのではないかと、こういう意見が各所にあるのであります。つきましては國會が閉会中に、この總裁の選任が行われると思ひますので、強く希望を申し上げます。ならば、今申しましたような、國民が心配しておるようなやり方ではないところの總裁を任命せられたらと思ひますが、この總裁の選任について、現段階においては、どういふ程度までお考えになつておるか、おさしつかえなければこれを伺つておきたいと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいまの御質問の点は、まず第一段階といたしまして、監理委員を五人選任をいたしまして、それを議會の承認を求めて、しがる上でこの五人の監理委員が總裁を選ぶという手續に相なつておる次第であります。このコーポレーションが六月一日からスタートいたします關係上、私といたしましては、この監理委員を今議會中に議會の御承認をお願いしたいと思ひます。

○前田(柳)委員 この法案を見ますと、最も重大な問題は、運輸審議會の問題であると思ふのであります。先ほど柳澤、尾崎両委員よりこの点について質問をされましたが、大臣からも御答弁がございましたが、聞いておりますと、運輸審議會は諮問機關であると思ふというふうな、あいまいな御答弁であつたやうであります。私もこの点をばつきり御答弁を願ひたい、この法案に對する修正その他ができませんと思ふのであります。そこで私も

思つております。しこくして總裁を選任するのは、この五人の監理委員が推薦をいたしたのでありますから、運輸大臣といたしましては、この選出方法につきましては何らの關係も持たないわけでございますが、鉄道の監督者である運輸大臣といたしましては、尾崎委員の御心配の点は、まことにごもつとも次第でございますから、大臣としての心構えとして十分これを注意いたす所存でございます。

○尾崎(末)委員 御説明の通りに、建前は五人の監理委員ができて、これによつて互選をするというところに相なつておるやうでありますが、實際問題としては、なかなか表面の建前通りに参らないで、さつき申し上げたやうな弊害が生じて來ることを心配をいたします。今大臣が述べになつたやうな態度をもつて、どうぞ國民にこれ以上の杞憂をかけないように、そういうやり方についての最善の努力を希望いたします。私の質問を打切ることといたします。

○齋藤委員 次は池田正之輔君であります。お見えになりませんか、前田君。

○前田(柳)委員 この法案を見ますと、最も重大な問題は、運輸審議會の問題であると思ふのであります。先ほど柳澤、尾崎両委員よりこの点について質問をされましたが、大臣からも御答弁がございましたが、聞いておりますと、運輸審議會は諮問機關であると思ふというふうな、あいまいな御答弁であつたやうであります。私もこの点をばつきり御答弁を願ひたい、この法案に對する修正その他ができませんと思ふのであります。そこで私も

はこの法案をいろいろ検討いたしますと、まづ大蔵大臣が言われた通り、諸問機関であるようであり、決定機関であるようでもあるのであります。ことに私どもはこの第二十條の第四項の「各局長は、運輸大臣の指揮に従い、その所掌事務に關し、運輸審議会の決定を執行に移すため、必要な措置をとらなければならない。」というふうな條文もございまして、運輸審議会の決定を執行するという事で、この決定がものを言つて行くというふうなことでありまして、どうもこれは決定機関であるのじやないかというふうな感じがするわけでございまして、この点ももう少し明確に運輸大臣から御答弁を願ひまして、そうしてこの法案に対する私どもの考え方を第一着に決定してみたいと思つておりますが、その点を明確に御答弁をお願いしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 たいだいまの点は、この審議会は諮問機関であると私は思うのであります。しかしこの審議会の決定を運輸大臣は実行にあつて尊重しなければならぬということになつておりますので、この意味から見まして、運輸審議会は諮問機関であつて、実行機関ではない。実行の責任者は運輸大臣である。但しその諮問機関である審議会の議を執行するにあつては、尊重して実行しなければならぬ。その尊重という意味を敷衍いたしたために、英文の文意も先ほど御紹介申し上げたのですが、その尊重するという度合を、運輸大臣がどういうようにそれを考慮したかという問題が問題であると思つております。

○前田(都)委員 この問題はこれ以上

質問することを避けます。私はいろいろ質問したいのでありますが、柳澤、尾崎両委員の質問と重複いたしますからこれを省略いたします。この法律が非常に重要な法律であり、しかもこの運輸審議会が最も重要なものであるという事は、皆さん御承知の通りでございますが、この附則の第二項によりまして「第九條の規定により、運輸審議会の最初の委員が任命される日の前日までは、運輸大臣は、第六條第一項の規定にかかわらず、同條同項各号に掲げる事項について運輸審議会にからぬで措置をすることが出来る。」という規定があるのであります。この附則の意味は、運輸省の発足にあつて運輸省としては最も重要なことでなければならぬと思はれるのであります。が、当然設置されなければならぬという事を、設置されぬでもよいというふうなことが前提としてあるようないふになつておられますので、私どもはその点まことに不可思議に考へておるやうな次第であります。そうして日本國有鉄道について研究してみますと、その施行法第一條において、内閣は、日本國有鉄道法施行前において兩院の同意を得て、監理委員会の委員を指名し得ることになつておるのであります。て、こういう点から考へまして、どうも私どもはこの運輸審議会というものが、これに對してさう弱い感じがするのをごさいます。これに對する大臣の意向をお聞きしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 前段の御質問のこの條文の趣旨は、万が一この新機構のスタートの以前におきまして、委員の任命がでなかつた場合の措置をこの條

文に掲げたのでございます。しかし實際の考へといひましては、今國會中にこの委員の選定をいたし、これが議會の御承認を得ることに努める考へでございまして、實際この條文の發動はないものとたゞいま考へております。

それから後段の御質問は、ちよつと失念いたしました。何でございしたか……

○前田(都)委員 それでは大臣の御意向を十分尊重いたしまして、運輸審議会を新運輸省の発足と同時に設置していただきたいと存する次第であります。

それからこの法案の中に盛つてあります第十九條以下運輸省の内部部局であります。海運関係につきましましては海運、船舶、船員、港灣という四局を置いてあります。陸運関係においては鉄道監督局、自動車局の二局を置くにすぎないのであります。日本の國有鉄道あるいは私設鉄道というものを監督する立場から考へまして、どうも鐵道の關係が闊却されておるやうな感じがするのであります。海運關係は以前には管船局一局であつたのが、現在においてはだん／＼と範圍が廣くなりまして、今回は四局を置いて管轄を掌するということになつております。陸運についてはこの程度でさしつかえないとお考へになつておられたのではないかと考へるのですが、この点に對する御所見を伺ひたいと思ひます。

○大屋國務大臣 御指摘の点であります。が、鐵道の面においても御承知のやうにコーポレーションは独立いたしました。が、この監督機關といたしましては、日本國有鐵道並びに私鉄の二部面

に對しまして、それ／＼一局ずつを設けたいと一應は考へてみました。なおさらに自動車、船舶の面においてもいゆる業務方面の行政と整備方面の行政と、それ／＼やはり一局ずつを設置いたしますことも一應は考へてみたのでございしますが、時あたかも行政整理でございするだけ機構の圧縮をするというふうなときでございしますので、鐵道方面においては私鉄、國鉄をそれ／＼部をもつて処理する、また自動車の面においても業務、整備の両面を局のかわりに部をもつてやつて行くというふうな結論にいたした次第でございします。これを御了承願ひたいと思ひます。

○前田(都)委員 よくわかりました。次に御尋ねしたいことは、海運局に海運調整部というものを置くことになつたのであります。調整の必要なことはもちろんでございまして、陸運と海運との調整もあり、また陸運においては鐵道と自動車との調整が必要であると思ふのであります。このために特別の調整部を置かないで、海運のみ調整部を置かれた理由はどういうわけでありましか、その点を伺ひたい。

○大屋國務大臣 海運關係については、在來は御承知のやうに總局制をとられて、その下に局を置きまして、これで總局調整ができておりました。が、今回は海運行政の四局をばら／＼にそのまゝにしておくと、やはり總局調整が欠けると考へるやうな考へが、さりとて行政整理をやる建

前上、從來の總局制をそのままに存置しておくと不適当であります關係上、完全ではございせんが、やはり海運行政の全面を調整いたしますために、海運局の中に調整部を置きまし

て、その部をして調整統一をはかつて行く、こういうふうな考へた次第であります。なおまた海運にのみ調整部を置いて、陸運においてはなせ自動車と鐵道の調整をしないかと申しますと、これは官房でその調整の仕事やらせることになつております。

○前田(都)委員 次に伺ひたいことは、先ほど尾崎君からちよつと御質問があつたやうであります。が、觀光事業の重要性にかんがみて、觀光部を置くという事はけつ／＼なこととございまして、むしろその發展を期するために、総合的な觀光行政を掌する特別の局を置くべきものと考へておるやうな次第であります。第三條の第六号に運輸に關連する觀光というところがあるのであります。これはどういふ意味でございしますか。

○大屋國務大臣 觀光というものを廣く解釈いたしますと、單に運輸に關する面ののみならず、いわゆる各般の行政面にわたる得ると考へられるのであります。が、特に運輸省で扱います觀光を運輸省でつかさどるといふ意味合いにおいて「運輸に關連する觀光」——觀光と言ひばなしですと、各省の所掌に屬する事務がたゞございします。そこで運輸省の扱う觀光は、いわゆるわれ／＼の常識的の觀光の主たる部分ではございしますが、そこに特に多少とも關係を明瞭化したしますために、「運輸に關連する」という字を觀光の前につけた次第であります。

○前田(都)委員 觀光の問題についてもう一つお尋ねしたいのであります。第四十三條三十三号に「運輸に關して、海上の觀光事業の發達、改善及び調整を図ること。」第二十四号運輸に關し

て、海上の観光地域及び観光施設を調査し、及び改善すること。」「こういうことが書いてございますが、これはどういうことを意味しておるか、たれでもよろしゅうございませうが、御答弁を願いたいと思ひます。

○下山説明員 第四十條の二十三、二十四、二十五の点は、観光に關して海運局の海上観光に關する権限を書いたわけでございます。観光全体の権限は運輸省の権限の中に入つておりまして、それをさらに海上については海運局、また陸上に關しては陸運局の方に入つております。そういう意味であります。

○前田(郵)委員 次に尋ねましたのは、第二十九條に中央氣象台は船舶試験所や海務学院や海員養成所と同一の付属機関というふうになつておるのでありますが、民生上、産業上重要な氣象行政を行うところのこの中央氣象台は、その使命から見ましても、またその規模から見ましても、外局とすべきではないかと思ひますが、この点に對して運輸省のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 お説の通り、中央氣象台の仕事は、各般に重大なる影響のある非常に大切な業務でございますが、現在のような外局の機構にいたしませんでも、その仕事の遂行上さしつかへはあるまい。かつまた外局でなしに直接付属機関にいたしましたも支障がなからうという考えで、かような仕組みにいたしておいた次第でございます。

○前田(郵)委員 次に第五十一條でございますが、陸運局は日本國有鐵道の監督に關する事務を分掌することにな

つていないようであります。これに國鉄、私鉄、自動車の總合行政の完全を期することが、できるかどうかというところにさるる疑念を抱いておるのであります。これに對する當局のお考えを聞きたいと思ひます。

○大屋國務大臣 この陸運局は御指摘のようないふことでございせん、私鉄並びに國鉄、それから軌道、道路建設事業、小運送その他の陸運の発達改善云々というふうになつておりますので、私鉄も國鉄も、ともに陸運局で監督できるように、この條文はなつておるわけでありませう。そういうふうな二十二号をお読み願ひたいと思ひます。

○前田(郵)委員 第五十四條の陸運局の分室の問題であります。大体分室は十七箇所とかというふうな説明を承つていたのでありますが、まだどこに置くとか、そういう点はおきまりになつていないかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 御指摘の通りでございます。目下どこに設置するかということをお聞きしたいと思ひます。

○前田(郵)委員 それからこの附則の第十六項によりますと、道路運送監理事務所及びその職員は、これに相當する分室及びその職員となり、同一性をもつて存続するといふことが書いてございませうが、分室の置かれるところはこれでいいと思ひまして、置かれなところはどういうことになるのでございませうか、その点をちよつとお願いしたいと思ひます。

○前田(郵)委員 最後にもう一つお尋ねしたいのでありますが、新たに設立されます日本國有鐵道の内部機構でございます。もちろんこれは私も今この法律を審議するときに關與するところではありませんが、その機構がすでにおきまりになつておりますならば、一應これを承つておきたいと思ひます。これは日本國有鐵道の設立の意義から申し上げても、非常に重大なる問題でございます。私も深く關心を持つておるわけでございませうが、もしできておりましたらお聞きしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 お説の通り最も重要な点であります。現在はいさゝかえす現在の形で参りまして、監理委員ができて、新規の組織ができましたときに、それらの人々によつて、それが考案されるべきものである。またその際は運輸省といたしましても、監督の立場からこれを考究するといふので、ただいまのところは、まだそういうような意味合いで着手をいたしております。

○前田(郵)委員 私の質問はまだございませうけれども、これは追つて運輸委員会におきまして質問したいと思ひますので、本日はこれをもつて打ち切りたいと思ひます。

○齋藤委員長 池田正之輔君。池田(正)委員 運輸省の設置法は、検討すればするほど、各方面にわたつてきわめて重要な部面が多いので、これに對してはなおわれ／＼も今後十分検討して行きたいと思ひております。そこでこれに對して私／＼お尋ねしたいことがありますが、これはわれ／＼の内閣委員会の席に譲りまし

て、きようは幸いに運輸委員の方々と御一緒でありますから、私ここで特にこの場合、運輸省の大臣以下の方々に注意を喚起する意味において発言を求めたのであります。それはたとへば港湾の建設の面、先ほど來御議論になつておりますが、あるいは行政の面、これは今後一体今の設置法でいいのかどうか、それはいろいろの角度から御議論があることと思ひます。ただ私もが見のがしてはいけないことは、この間これに對して、たとえば地方の二十四府縣の知事の会合において、一つのまとまつた意見を出しております。それ

に基いて、ある縣の者が本省に陳情に行つたところが、それはおそくは運輸省の現在の諸君が考へておることと反対な方向の陳情であつたために、お前の方では、それではもう補助金はいらないのかといふことを言われたといふて帰つて來たのであります。これはおそくそれを言われた方は、そう大して深い意味はなかつたのだらうと思ひます。しかしこの重大な問題に關連して、不用意にもそういうふうな感情的な言葉をさしはさむといふような考へ方では非常に困る。これは重大な過失だと思ひます。そこでこれは大臣にも十分御注意を願ひたいといふことが一点。

それからもう一つは、大臣はその當時のことを御存じないと思ひますが、大體港湾行政及び建設に關する面は、もと／＼は、御承知のように港湾に關する面の一番大きいところは、建設は昔の内務省、それから逓信省の管轄局、それから地方自治体、それから税関係における大藏省、こゝういつた大きな部門にわかれておつたのであります。

それが戦時中に逓信省の管轄局の諸君が、海軍の諸君と共に謀して、それに某大船会社が中に介在して連日連夜、築地等の待合に會合し、私はその場所まではつきり知つております。おおよその程度金を使つたかといふことまで大體わかつております。そうしていわゆる軍國主義の當時の時局に便乗して、そうして緊急輸送といふ名前のもとにでつち上げて、港湾行政その他を全部今日の運輸省に統轄した。そのことによしあしは別として、そうした重大な動機があつたといふことを、私はここに大臣及び當時關係した方はおそく今日運輸省の首脳部の方には少いと思ひますから、特にこの際のことを申し上げて注意を喚起し、あわせて運輸委員の方々はいづれもわれ／＼より優秀な方々でありますから、その間の事情もお詳しいと思ひますけれども、御参考までにこのことを申し上げて、私の質問は内閣委員会の場合に譲りたいと思ひます。これで私の発言を終ります。

○有田(喜)委員 わが國の自立経済をはかります上におきまして、貿易の振興はもとより必要であります。これと相まつて海運の進展をはかることもまた当然であります。この意味におきまして、今回の運輸省の機構改革は、相當重要な意味を持つておると私は思ふのであります。御承知の通り、運輸省の行政はきわめて特異な行政でありまして、運輸、造船、船員、港湾といふようなものが、四位一体となつて統一総合せられるところに、海の特異な面がある。私は考えます。先進海運國の例を見ましても、おおむねさうなぐあいに

それが戦時中に逓信省の管轄局の諸君が、海軍の諸君と共に謀して、それに某大船会社が中に介在して連日連夜、築地等の待合に會合し、私はその場所まではつきり知つております。おおよその程度金を使つたかといふことまで大體わかつております。そうしていわゆる軍國主義の當時の時局に便乗して、そうして緊急輸送といふ名前のもとにでつち上げて、港湾行政その他を全部今日の運輸省に統轄した。そのことによしあしは別として、そうした重大な動機があつたといふことを、私はここに大臣及び當時關係した方はおそく今日運輸省の首脳部の方には少いと思ひますから、特にこの際のことを申し上げて注意を喚起し、あわせて運輸委員の方々はいづれもわれ／＼より優秀な方々でありますから、その間の事情もお詳しいと思ひますけれども、御参考までにこのことを申し上げて、私の質問は内閣委員会の場合に譲りたいと思ひます。これで私の発言を終ります。

○有田(喜)委員 わが國の自立経済をはかります上におきまして、貿易の振興はもとより必要であります。これと相まつて海運の進展をはかることもまた当然であります。この意味におきまして、今回の運輸省の機構改革は、相當重要な意味を持つておると私は思ふのであります。御承知の通り、運輸省の行政はきわめて特異な行政でありまして、運輸、造船、船員、港湾といふようなものが、四位一体となつて統一総合せられるところに、海の特異な面がある。私は考えます。先進海運國の例を見ましても、おおむねさうなぐあいに

それが戦時中に逓信省の管轄局の諸君が、海軍の諸君と共に謀して、それに某大船会社が中に介在して連日連夜、築地等の待合に會合し、私はその場所まではつきり知つております。おおよその程度金を使つたかといふことまで大體わかつております。そうしていわゆる軍國主義の當時の時局に便乗して、そうして緊急輸送といふ名前のもとにでつち上げて、港湾行政その他を全部今日の運輸省に統轄した。そのことによしあしは別として、そうした重大な動機があつたといふことを、私はここに大臣及び當時關係した方はおそく今日運輸省の首脳部の方には少いと思ひますから、特にこの際のことを申し上げて注意を喚起し、あわせて運輸委員の方々はいづれもわれ／＼より優秀な方々でありますから、その間の事情もお詳しいと思ひますけれども、御参考までにこのことを申し上げて、私の質問は内閣委員会の場合に譲りたいと思ひます。これで私の発言を終ります。

相なつておるのであります。先ほど来

いる（と御意見もあるようでありま
すが、運輸大臣の御答弁を伺つてみま
す）、やはり海運行政の総合化、立体
化ということに相当強くお考えになつ
ておられるように見受けて、意を強うす
るのであります。もう一度ここではつ
きり運輸大臣は、この海運行政の総合
化という点に対して、いかなる所信を
持つておられるかということに明確に
披露していただきたいと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいまの御質問で
あります。この海運の各異なる行政
を、ばらばらにいたしておられますの
は能率が上らない。またその海運発展
の足を上げることはできないというこ
とで、できるならば私は現在のような
この四つの異なつた方面を締め括る一
つのはつきりした中心をほしいのであ
ります。しばしば申し上げます通り、
行政整理というよりなことをやつてお
ります関係で、従来の制度をそのまま
持ちこたえるということが、各般の情
勢から判断いたしましたてきませんの
で、はなはだ不本意ではあります。が、
海運局の中に調整部というものを置い
てこれの統一をはかる。統一をはかり
ますが、一局の中の調整部であります
から、四つの行政に対して固然と命令
を出すような上級の立場でないという
ことに一点の不満があるのであります
。とにかくこの形でやつてみまし
て、もしも所期の実効が上らないとい
う場合には、また別途の考慮をいたし
たい。さような含みを持つて考えてお
る次第であります。

○有田（憲）委員 海運行政を建設省に
移したらどうかという意見があつたよ
うであります。私は海運運賃の面と

建設の面とのきわめて密接なる点から

見まして、さうに簡単に建設省に移
すべきものではない、かような信念を
持つております。先ほど来申しますよ
うに、海運行政の総合化という点から
見まして、ことに港灣行政の従来の複
雑性を少しでも單一化して行くといふ
意味から言ひましても、この問題は輕
に委譲とか何とかすべき問題でな
いと思ひます。もう一度運輸大臣の所
信を承りたいと思ひます。

○大屋國務大臣 その点に關しまして
は、有田君と私もまったく同意見でござ
いまして、この港灣建設は港灣の運
営に關する一般建設とは異なる特殊な
面がございしますので、やはり運賃と建
設は、一箇所において管轄する必要が
あると私も強く考えておる次第であり
ます。

○有田（憲）委員 いろいろとさうな
意見が出ますゆえにのものは私は日本
人は、せつかく海國日本でありなが
ら、海の特異性と申します。海の必
要性の認識を欠いておる点が多々ある
ように見受ける。つきましては海運局
の普及といふことを、もつと強く強
力に國民一般に徹底せしむる必要があ
ると思ふ。運輸大臣は海運局の普及
に對していかにお考えになつておられ
るか。

○大屋國務大臣 まつたく同感でござ
います。現在の日本といたしましては
、やはり外國貿易に關しまして、自
國船を多量に、十分に使つて、いわゆ
る運賃収入を獲得するといふ事柄が、
現在の日本としましてはことさらに重
要であると考えますので、運輸大臣と
いたしまして、海運行政はこの見地
にのつとりまして、実施したいといふ

考えておる次第であります。

○有田（憲）委員 海運行政の総合化の
問題と關連いたしまして、御承知の通
り労働省に労災保険とか、その他労働
關係の保險が厚生省より移管されてお
るのであります。そのときに、同時に
船員保險、すなわち船員の労働保險
も、船員の労働を扱つておるところの
運輸省に移管するべきであるといふこ
とが一應閣議で決定されたのでありま
す。いまだそれが實現に至つておりま
せんが、一体その後はいかなる状態に
なつておるか、伺いたいと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいま御指摘の点
は非常に同感の節もございしますので、
この問題につきまして研究中でござい
ます。

○有田（憲）委員 その問題は研究の段
階でないと思ひます。実行するかどうか、
すなわち運輸大臣が力強く關係方
面と當つて、これを實現するかどうか
といふことにかかつておられると思ひ
ます。研究という段階でないと思ひま
す。ひとつしつかりやつてくだされい。
○秋山政府委員 船員の保險關係につ
きましては、かつて運輸省に移管する
方針が閣議の決定になつたのでありま
すが、關係方面における社會保險の總
合化、あるいは一段の飛躍を求むるた
めの調査團、その他の來朝等がござい
まして、いろいろと研究が行われてお
りますために、実施が途中で一應スト
ップになりましたことは御承知の通り
の事情でございしますが、その後社會保
險全体の改善につきまします案の勧告
を、日本政府がいかに取扱うかといふ
ことが目下研究の段階になつておるの
でございします。従ひましてその解決と
ともにこれをいかなる程度に、またい

かなる方法によつて實現するかといふ
ことを決定されるというやうな段階に
なつておるのでございします。従いまし
て、ただいま大臣が答弁申しましたこと
は、実施方法について研究中である、
こゝういふ御趣旨だつたと思つておりま
す。一言補足いたします。

○有田（憲）委員 実施方法についての
研究とならば私も了解できますが、こ
の問題はすみやかに解決すべき問題だ
と私は思ひます。ひとつ運輸大臣、力
を入れて急速に解決していただきたい
と思ひます。

次にお伺いしたいのですが、この海
の行政を総合して行くことはき
わめて必要であります。昨年から御
承知の通り海上保安廳といふものがで
きました。海上保安廳が運輸省にある
ゆえんのもの、すなわち運輸省が海
の行政をつかさどつておるがゆえに、
海上保安廳が外局としてあるわけであ
ります。この海上保安廳とそれから運
輸本省の海の關係は、きわめて緊密な
る運賃の面と運用しなければならな
いと考へます。すなわち船舶検査の
ときは、もちろん海上保安と關係が
あります。一面から見ますれば、やは
り造船行政の一部である。また船員行
政と不可分の關係にあるのであります。
（委員長退席、小川原委員長代理
着席）

要は海運局、今回のいわゆる海運關
係の各局と海上保安廳とが最も緊密な
る運賃をとり、眞に兄弟のやうなつ
もりで運用して行くことが、私はきわ
めて肝要と考へます。運輸大臣はその
両者を握つておられる主管大臣であり
ます。その間の調整と勉強はきわめて
必要であります。運輸大臣はこれに

對していかに対処されておるか、お伺
いしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいまの点に對し
ましては、有田君の御意見とまつたく
同感でございします。

○有田（憲）委員 同感だけではしかた
がないのであります。ひとつ實際の
面におきまして、私は老練心まで申
しておるのであります。大臣よく目
を光らしてくださいます。その間の
調整運賃が円滑に行きまして、両者の
設備の御趣旨に反せざるやうにひとつ
御注意願ひたいと思ひます。

それから今回の運輸省の機構改革を
見ますと、大臣もおつしやる通り、多
少海運行政の総合一元化という点に遺
憾な点があります。しかしこれもある
いはやむを得なかつた点があつたか
もしれませんが、この段階に至るまでに
運輸大臣は、たとえば今回の通商産業
省に實現されることになつておるよう
に、海の行政を總轄するところの次官
補、すなわち海運監といふやうな特殊
な制度をお考えになつたかどうか、ま
たそれをお考えになつて關係方面な
り、その他に強く折衝されたかどうか、
さうな点ももしおさしつかえなけ
れば伺いたいと思ひます。

○大屋國務大臣 この通商産業省の場
合は非常に歴大な局面があるので、次
官一人ではその締め括りができない
といふので、通商の面に關するエキス
パートを大臣の補佐官として、さうい
うポストを一つ設けることになつた
のであります。運輸省におきまして
も、ややさういふやうな感があるので
あります。ただいままでのところで
は、海運行政を調整部によつて統一を
して、これを成功に導きたいといふこと

にのみ専念しておりまして、ただいまの御質問のようにこれに次官補とか、あるいは、海事監とかいうものを置く試みをまだしたことはございません。

○有田(参事)委員 一海運局長の下に海運調整部があつて、それでもつてこの大事な海の行政を統轄することには大した期待はできない。ことに他の局長と並立するところの海運局長のもとにおいてさうな調整をやることは、かえつて弊害が生ずるおそれもあります。ひとつ大臣はこの海の行政の特異なる点を御考慮になりまして、次官補的なものを考へて、眞の海の行政の総合をやることについて、ぜひとも御考慮を煩わしいと思ひます。

次にお伺ひしたいことは観光局の問題であります。これは先ほど来質問が出ましたから、私は重ねてどうも申しませんが、何と申しまして、貿易外収支の改善の關係から見まして、今日観光事業はきわめて重要だと思ひます。大臣は講和條約もまだ済まない今日の段階では、まだ部程度でいいじやないか、こういう御答弁があつたように思ひますが、私の考へではさうな考へ方ではない。すなわち將來性を考へて、たとへば人数は少くても、そこに機構として大きな構えをすることが必要だと思ひます。たとへば今外務省がありますが、外務省は實際睡眠の状態でありまして、しかし將來を考へればこそ外務省を存置する必要がある。往年の航空廠に對しまして、存在は小さいのですが、航空に對する構えを相当大きくやつた時代があります。日本の行政の重要性を考へまして、今日の段階ではたとい小さくても、將來に伸びる可能性のあるもの

は、今からその構えをしておくことが必要だと考へます。この観光部だけでは日本の將來の貿易外収支の改善という点から見まして、非常に心もとない感じがいたすのであります。大臣は今日は原案がここに出ておるから、おそらく原案を固執されるでございまして、近き將來において観光部では足りません。大いに観光を強化するといふ御決意があるかどうか、その点をお聞かせいたします。

○大屋國務大臣 観光によつて國富を増し、日本経済に有力に寄與せしめたいという考へにつきましては、有田君とまつた同感であります。現在の段階におきましては、部をもつて処理をいたし、將來——將來といひまして、ごく近き將來に、もつとザオリユームがふえて参りました際には、また内部からふやすべきものもございしますが、その取扱いの量がふえましたときには、すみやかにこれを上級の局部に改組いたすという点につきましては、まつた同感で、またさうにすべきものであると考へております。

○有田(参事)委員 どうも日本人は目先のことがばかり考へて、將來のことを考へることが少いように思ひます。私は行政機構といふものは、ザオリユームの關係も大事であるかもしれませんが、さうなことは人数だけあればいいのであつて、機構そのものは、わづかの人間でも將來性のあるものに對して、相當の備えをやらなくてはならぬと考へます。せつかく大臣も努力するとおつしやいますから、私は大臣の言葉を信頼いたしますが、單に観光の問題のみならず、運輸省機構全体の問題といたしまして、將來を考へて一層よ

き機構にされんことを私は切望いたします。

な お小さい問題で恐縮であります。運輸審議會の問題は先ほどからいろいろ論議せられましたので、省略いたしますが、そのうちで小委員会といふのがございします。この運輸審議會が多数のメンバーを持つた大審議會ならば、小委員会はあつた必要であるかもしれませんが、わづかに委員長を加えて七人にすぎない、この審議會においては、どうして小委員会が必要であるか。むしろ小委員会のごときは必要だと考へますが、何か特別な理由がございまいしょうか。

○大屋國務大臣 これはことさらに意味はありませんが、問題を処理して行く關係上、それ／＼専門的に深くコンクリートにやつて行く場合には、やはりさうな制度を設けた方がいいのではないかと意味合ひで、これを設けた次第であります。

○有田(参事)委員 見解の相違になるかもしれませんが、わづか七人／＼の審議會において小委員会というのはどうかと思ひます。ことに小委員会の附則を見ますと、過半数の出席がなければ開かれないという規定があるにわかには、小委員会にそれを譲つて、そのうちで小委員会決議が審議會の議決と同じ効力を持つというふうになつて、いふのは多少むづかしいと考へます。その他お伺ひしたいことがありますけれども、時間もありませんので、もう一点だけお伺ひしますが、海上保安廳の機構を見ますと、私の記憶が少し違つておるかもしれませんが、海上保安廳法の組織の第二條に「船舶の安全に關する法令の海上における勵行」といふ

ことが書いてありますが、現行法もやはりこの通りでございまいしょうか。

○大久保政府委員 海上保安廳の第二條は現行法と同様であります。

○有田(参事)委員 私の記憶が間違ひなかりせば、この「法令の海上における勵行」といふことは、いわゆる海上において船舶の安全のために必要な法律を嚴守しておるかどうかということを取調べるなり、監督して行くということのように私は考へておるのであります。先般船舶検査が海上保安廳に移管されましたけれども、これはやはりこの條項から発足しておるのでまいしょうか。

○大久保政府委員 ただいまお尋ねの船舶検査行政を海上保安廳に移管いたしましたのは、第二條の「船舶の安全に關する法令の海上における勵行」それ／＼に關連いたしまして、その末尾に「その他海上の安全の確保に關する事務並びにこれらに附帶する事項」というやうな關係があらたはしまして、關連するものとして合めた次第であります。

○有田(参事)委員 あとの方から類推してさうな解釈ができるかもしれませんが、先ほど来大臣にお願しておきまして、この検査——私は最初

は、検査はいわゆる竣工検査のときはもちろん船舶局がやつておつて、そのでき上つたものを海上においてちよいちよい見ることが海上保安廳の役割だと思つておりますが、それがほとんど海上保安廳の方に行つてしまつた。これはどちらに行つてもいいのでし

うが、船舶検査の仕事は、船舶行政という面と非常に密接な關係がありますので、ひとつよく連繫をとられまして、せつかくできた海上保安廳が、あまり

趣旨を没却されないようによく連繫をやられんことを切望いたします。私はこの程度で質問を打ち切ります。

○小川原委員 長代理 田中勇平君、なるべく簡潔に願ひます。

○田中(参事)委員 審議會のことについてですが、どうもはなはだはつきりしないと思ひます。徹底せる民主主義政治をやるという今の社會において、どうもはなはだわけのわからぬものを置いております。ついではこのことについてひとつお聞きしたいのは、かりに運輸審議會と大臣との見解が相反した場合にどうなりますか、それをまず伺ひたい。

○大屋國務大臣 この法文の解釈をたびたび申し上げるのですが、大臣はある案件の實行に當つて、運輸審議會の意見を尊重しなければならぬといふことになつておりますので、それはそのときの具體的問題に直面して、大臣の判定にまつよりほかしかたがないと考へております。

○田中(参事)委員 そうすると、大臣は運輸審議會がよろ／＼の決定をやつた、しかしそれはいかぬといふならば、場合によつては無視してもいいといふわけですか。

○大屋國務大臣 大臣が尊重して實行するといふのでありますから、これはいわゆる頭から必ず尊重しなければならぬといふのと、尊重して實行しなければならぬといふのととの間に、多少の意味合ひの差があると思ひます。大臣の意見と審議會の意見が相反した場合には、大臣は大臣の判定をもつて処置をする、あるいは否決する場合もあり得ると解釈しております。

○田中(参事)委員 そこで委員会の決定

範なる表現をとられているものでありまして、私は人民の基本的権利を侵害するものと考えますが、この点についての御所見をお伺いしたい。

○小幡政府委員 ただいまの御質問の件であります、第四條に書いてあります通り、「運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律に従つてなされなければならない」ということになつてゐるのであります、ここにあげておられます各項目は大体こういう項目にわたつての権限がある、但し実行する上については、法律に定めるところによつてやらなければならない。この意味は御承知の通り、道路運送法五十二條、五十三條に、自家用自動車使用に関する法律はつきりと示されている。この法律に従つてやらなければならないということになるのでありますから、従つて公共のために必要だというような御趣旨のことは、その法律の條文の中に現われて来る、こういうふうな考へるのであります。ここに掲げておられますのは、ただそのほかにも個々にあると思うのであります、單に自家用自動車の使用を調整する、これだけではなしに、こういう表現の仕方でもつて実は項目を掲げたにすぎない、私どもはかように解釈してゐるのであります。

○満尾委員 ただいまの御説明はなほ不足であります。なぜかといえば、第四條の表書きのその権限の行使は法律に従つてなされねばならぬといふことは、およそ國の行政官廳が一切の行政行為をするにあつて、遵守すべき鉄則である、空氣のごとく水の

ごときのものである。従つて、そのことをもつてこの表現の不完全を逃げられるのは、私はわが意を得ないと思う。なぜかといふと、こういうふうな書いておきますと、將來必ず法律の適用につきまして必要以上に誤解を生ずる。なるほどよくつの上では今御説明になつたような逃げ方もあるけれども、これは少くともほかの一号から四十号までのものと、この四十一号のものとは、性格が違つておるといふことを御認識になつておるかどうか、その点についてお伺いしたい。

○小幡政府委員 ほかの條文が非常に制限的なものになつておると言われる点はよくわかります。但し例をとつて申しますと、その次の船舶関係の方あたりを見ましても、労働問題に對して、「船員の労働爭議に關し、あつせんし、調停し、及び仲裁すること。」と書いてありますが、こういうものでも、公共的に見て必要のあるときにあつせんのであるし、調停するのであつて、何でもかんでもやるのだという意味ではなからうと思ふのであります。これを掲げるのに「一々」という心づつとをいうことを書かなければならぬといふことになりはしないかと思ふのであります、他意はないのであります。

○満尾委員 あつせんし、調停することと、四十一條の使用を調整することとは、たいへんな内容の差がある。このあつせんすといふことは、まづたく頼まれてはたからあつせんすだけのことであつて、その當事者の権利義務を侵害するものではない。ところ

が四十一條の使用を調整するといふ言葉のうちには、積極的に自家用自動車を使用している人間の権利を侵害する行為を含んでおる。従つてここには確然たる性質上の差がある、かくのごとき点につきまして、本日この席で大臣なり政府委員なりの最後の御返事をいただかないでもよろしいのでありますから、ぜひこの点についてさらに御研究を賜わり、お考え直しをいただければ非常に合せであります。そうでないれば、私はこの点はあくまでも食ひ下る決心でございます。他日に保留しまして、次の質問に移ります。

○小幡政府委員 非常にこたわつておられるように私考えますが、大體運輸省ではこういう権限を持つておる、またよその省でもこういう権限は、各省間の権限といふものにつれて書かれておるものだと思ふのであります。公共の福祉に沿うとき以外に権限がないといふふうなことを表現しておるものではないのであつて、運輸省ではこういう権限を持つておるのだといふことを表現せられておるのであつて、これにこたえられるのはむしろおかしいような氣がいたすのであります。

○満尾委員 これを漫然と権限で書かれるからこそ私は心配いたしましたのであります。公共の福祉に限つてこういうことをおやりになるというのなら、一つも申し上げることはないのであります。でありますから、正しいつり合ひのとれた線までこの表現についてお考えをいただきたい。漫然と権限を有するぞと大上段に振りかぶられたのでは、人民はたまつたものではない。言葉の性格がほかのものとはつきり違つておる、違つていなければこういう

ことは申し上げません。これは明々白々一点の疑いもない、従つてこの点についての御再考を煩わしたい。その次は第八條の運輸審議會の問題であります、さきの代議士からたくさん質問がありましたので、私はほんの簡単に申し上げます。私の疑問に思ひますことは、運輸次官を委員長にした点に一つある。従来わが國の役所の慣行は、こういう委員会をつくりましたときに運輸大臣を会長にします。そして会長たる運輸大臣が、行政大臣たる運輸大臣に向つて答申をするといふやり方が非常に多く行われた。まつたくお座なりの審議會であり、行政官廳が責任を回還する道具としてのみこれをつくつたと私どもは考へる。私どもは内部においてそういう感情をはつきり持つておる。ところが今度は大臣が会長にはならなかつたけれども、次官が会長になつておる。大臣と次官と置きかえたのであります、かつて見ましたような意味の形に墮落するおそれがある。どういふわけで次官をおやりになつたのか。私は次官が七人の委員の中に參照しておりまして、そうして事務當局の意見をほんとうに詳細に忠実に委員会に徹底せしむるに遺憾のないようにすることは、非常に必要だと思ふのであります。その点は異存はありませんが、次官たる委員を会長にする必要はない。これはぜひ民主的に互選によつておきめになるのが、審議會の目的を達成するのに一番いい方法だと考えますが、大臣の御所見を伺いた

○大屋國務大臣 やはりそれは從來大臣がこの種のものの会長をやつておつたのを、大臣はその他の政務事務で非常

に忙しいから、専門的な運輸省の事項に對しては最も通曉しておる次官がその会の主宰をする、いわゆる委員長になる、会長になるという趣旨でそういうふうなやつたわけでありませう。

○満尾委員 ただいまの御答弁では、まつたく要領を得ない。次官が専門的知識をもつて委員会に入つて来ることはけつこつであります。しかしその次官がなぜ委員長にならなければならぬか、その点がわからないのであります。もちろんその委員の互選によつて、たま／＼次官が互選されるのは毛頭私は異存はない。しかし最初から制度として常に次官が会長に當らねばならぬといふ根拠がわからぬのであります。

○大屋國務大臣 それは考へる差で、次官をしるも悪いといふことは必ずしもないと私は思ふのであります。

○満尾委員 それでは次の問題に移ります。この委員のことをききましたものの中に、第九條に廣い経験といふ言葉があります。これは田中議員とまつたく正反對の見解からお伺いするのであります、この廣い経験、高い識見——高い識見といふのはちよつと異なつて、高き識見といふのは、運輸行政に關する廣い経験なりや、いかなる経験なるか、お伺いしたい。

○大屋國務大臣 それは社会万般のことに対する廣い経験も、運輸業務に關する廣い経験も、すべてを包含したものと御解釈を願ひます。

○満尾委員 この廣い経験といふことは、しからば人生における経験と解釈すべきものでありませうか、お伺いしたい。一番年をとつた人が、一番商

買をかえた人がこれに該当するということになりますか。

○大屋國務大臣 廣い経験の所有者というものは、必ずしも年をとつた者が一番廣い経験を持つておるとは申されぬので、満尾君のごとき御年輩の方でも非常に廣い経験を持つておる方があり、ということをお聞き願ひたいのであります。

○満尾委員 大臣の廣い経験の説は、これまた私の一方向で承せざるゝところ、よくわからぬ。次の問題に移ります。

私はこの委員会の報酬、待遇が非常に悪いということを感ずる。大臣から先ほど委員会の御答弁がありましたが、私はこれは法律的には大臣を拘束しない、しかし政治的には大臣を拘束する。従つて政治上の動きにおきましては、この委員会は非常に重要な働きをいたすのであります。しかるにこの委員会を構成しておる委員を公務員たる資格を與えて、役人にしておる。しかもその待遇は次官級の待遇をやつておる。私はこの待遇は非常に薄きに失すると思ふ。こういうことで一体この委員会が公正なる構成ができるか。これにこれはもつと年限が長ければいいのですけれども三年たてばかわる。しかもそれは次官級の月給取りだ、それでもつて一体運輸審議会なるものがほんとの働きを盡し得るかどうか。この構想につきましてもは一番大事なポイントを見落しておると思ふ。私の考えでは大臣の倍ぐらいやつて、いかなる外部からの不当なる影響力に対しても、毅然として信ずるところを行ひ、その目的、つまり第五條にあります通り、公共の利益を確保するために公平かつ合理的なる決定をさせる。それにはどうして

うしても審議委員の待遇をりつばなもののにし、年限も相当延長し、ほんとうに安定した立場を與へ、特別司法官たるの立場を賦與しなければ、この制度は画龍点睛を欠くと思ひますが、大臣のこの点についての御所見を伺ひたい。

○大屋國務大臣 ただいまのお説はまことにどうもつとまな点がございませうが、本委員会の構成メンバーの給與をいたしましては、一應この辺で安当ではないかという趣旨で立案いたしましたのであります。

○小川原委員長代理 満尾君どうか御趣旨を簡単に……

○満尾委員 海運局のことについて一言触れますが、これは先ほど有田君から大分話がありましてしたので、ほんとうに蛇足を一言伺つておきたい。それは海運調整部であります。これは海運局長の部下であると官制の上では拜見いたしますが、そういうことになつておりますか。

○大屋國務大臣 まさにお説の通りでございます。

○満尾委員 さよういたしますなら、海運局の中にこういう妙な部を設ける必要はない。海運の統合総合性を發揮させるというのなら、局長の上でこれを置いてこそ意味がある。それを四人の局長を並べておいて、その配列の順位は上席でございませうけれども、その局長の下に総合性のある部を置くというところは非常におかしなことである。これはどうしてもその一人の人間を置くならば、四人の局長の上に置いてこそ意味がある。下に置いて、こういうぬえ的なものをつくることは、カットすべきものであると私は考

へますが、大臣は海運局長の下に置いて、なおかつ横に配列しておる局長をコントロールできるとお考えになつておるか伺ひたい。

○大屋國務大臣 その御指摘の点はまさにそういう御見解がございませうが、四つの上に置くということになりますと、やはりその置き方に非常に苦心をいたしましたので、どうも置きようがないというので、やむを得ず海運局の中に置いた次第でございます。

○満尾委員 これで終ります。

○小川原委員長代理 柄澤と志子君。

○柄澤委員 資料としていただきました改正機構と現機構を比べてみますと、先ほどからいろいろ海上保安廳につきましても質問もございましたし、当局の御答弁もあつたのでございませうが、その機構が保安廳に限りまして拡大している点があるのでもございませう。これは警備救難部という名前になつておるのでございませうが、この機構改革も、民自党吉田内閣の行政機構改革並びに人員整理の大方針のもとに行われておると思ふのでございませう。これが具体的に人員、経費その他におきまして、どういふふうになつておるかという点につきまして、前から委員会におきまして御質問申し上げていたのでございませうが、今日は大久保長官も御出席になつておりますので、ただいまの政府の大方針と、ここに現われておりますこの矛盾につきまして、御答弁を煩わしたいと思ふのでございませう。

○大屋國務大臣 こまかいことは長官にお聞きを願ひますが、ただいまの矛盾という点とはないのであります。在來の機構よりも今回の設置法案の機

構が一つふえておりますわけは、船舶の検査を船舶局から海上保安廳の方に移管いたしましたために、一つこちらがふえたわけで、總体的には決してふえておらぬのであります。

○柄澤委員 大久保長官からなお詳細にわたりまして御答弁願ひたいと思ひます。

○大久保政府委員 柄澤委員にお答えいたします。海上保安廳の今回の機構改革の一番大きな目的は、現在日本の近海に非常に起つております海難に對して、どういふ敏捷な処置をとるかという点が最大の眼目でございませう。例を申しますれば、火事は三十八分間に一回起つておられますが、海難は二時間置きに一回起つておるような状態でございます。そこでこの日本の近海における人命並びに船舶財貨の救助に對する動的な敏捷な措置を急遽にとらなければならぬために、從來の保安局では、どういふような動的な面とあわせて、たとえば船舶の検査行政でありますとか、あるいは船員免許の發給の点でありますとか、そういうたような監督的な靜的な行政もあわせて考えなければならぬ、かような關係からいたしまして、どうして人命救助その他に對する動的な面が若干牽制される面がございまして、今回動的な救難關係のこと、それから靜的な監督的な保安關係のことというふうに分けた次第でございます。かように職制は分割増加いたしましたけれども、全体の人員はいたしません。現在種々算定いたしておりますけれども、行政整理に基く削減人員は約七百六十一人に相なるわけであります。海上保安廳職員全体といたしましては、決して増員はされていな

いのであります。乏しい人員をいかに有効に使うかという点に配慮いたしたということをお聞き願ひたいと思ふのであります。

○柄澤委員 ただいまあらゆる方面におきまして、予算を削減するという理由で、生活を破綻する資金の運配までがどうにも解決できない状態でございますが、この海難の根本的な一掃に最も関連のございませう。氣象台からの陳情が、最近私どもにはひんびんとして参つておるのでございませう。かかる根本的な対策を打つてまして、このような非常にぬえ的な申しますか、あるいは實質的にもつと拡大されておるのかもしれませんけれども、ただいまの御答弁では私どもは納得できないのでございませうが、そういう点につきまして、どういふふうにお考えになつておられますか。さらにこの点に私ども特に注意いたしますのは、日本の運輸並びに全般の行政を、講和會議を前にいたしまして、國際的にも納得させなければならぬときなのでございませう。そうして海上保安廳につきましては、特に國際的な方面から、日本に對して注意があつたはずでございまして、そういう方面に對しまして、申し開きすることのできるだけの実体を持つておられるかどうか、そういう点から御質問申し上げておるのでございませう。その点につきまして特に御答弁を煩わしたいと思ひます。

○大久保政府委員 お答えいたします。氣象台と海上保安廳との關係は非常に密接でございませう。先般東京湾でマイルス・ヴォーニ氏の遭難いたされました際の突風の調査に關しまして、私も、私どもの方の水路關係の機關、燈

ますけれども、運輸委員会におきましてそれらについてなお詳しく御質問申し上げようと思ひますから、これで質問を打ち切ります。

○小川原委員長代理 木村榮君。

○木村榮委員 遅くなりましたから一点だけお尋ねいたします。さつきから運輸審議會の問題が太分問題になつて、私聞いておりましたけれども、まだ結論がついていないと思ひます。そこで懸案であるとかないとかいうことは別個の問題といたしまして、私のお尋ねしたい点は、第七條に規定いたしました運輸審議會と、五十五條に規定いたしました道路運送審議會とは、國家

行政組織法の同一の條項によつて設定したものであるかどうかといふことを承つておきたいと思ひます。

○大屋國務大臣　お説の通りであります。

○木村(榮)委員　そういたしますと、その場合には國家行政組織法の第八條

によつて設定されたものと認めて差しつかえございませんか。

○荒木説明員 その通りでございます。

○木村(興)委員 そういたしますと、そこまで明確になつて来ますと、こののち運輸審議会の今の内容が非常に問題に

なると思います。私は少くともこの運輸審議会がこのような内容と権限を持つたものとしたらば、いわゆる現業官廳である運輸本省としての立場から、國家行政組織法の第二十一條によつて、たとえばここに書いてある「理

業の行政機関については、特に法律の定めるところにより、第七條及び前條の規定にかかわらず、別段の定をする

ことができる。このような規定がある。これによつて規定されたものならば、この運輸審議会というものが今持つておるような権限がある程度認められる場合があると思う。これを八條によつてやられるということになりますと、非常に大きな問題があると思う。

従つてまた第五十五條に規定いたしました道路運送審議会というものは、これは國家行政組織法の第八條によつて規定されてもよいような條文に法律的になつておる。ところが第七條に規定されました運輸審議会、これは同じ審議会であつてもその内容が根本的に異なつておると私は解釈しておる。これを同一の國家行政組織法の法律によつて規定したというものは、これはたいへんなお考え違いである。その点が明確化されておりませんか、翻譯であるのじやないかというふうなことでつつまみますと、あいまいな返答しかできないのだと私は思います。重ねて伺いますが、この点についてはさつき御答弁になつた通りと解釈してさつきかえございせんか。

○荒木説明員 まさに運輸審議会の根拠は國家行政組織法の第八條でございまして、第二十一條ではございませせん。しかしながら第八條におきましても、第八條の付屬機關にはいろいろなものがあるわけでございまして、いろいろの種類のあり、いろいろの強弱があるわけでありまして、運輸審議会を第八條の根拠によつて設置いたしましたとしても、何ら國家行政組織法違反の疑いはない、かように考えております。

○木村(衆議) そこでこの問題については、この間大蔵委員会と合同審査のときにもやつたのでありますが、そのうち三項、それならば第三條の二項、三項なんかによつて規定されましようないわけゆる委員会といったようなものを決定したか、第八條によるこの委員会は審議会又は協議会(諮問的又は調査的なもの等第三條に規定する委員会以外のものを云々。)ということになつておりました、大体諮問的または調査的なもの等という、等というものがついておりますから、どんなものでも決定権を持つておるもの、何でも審議会、協議会で締められるというふうな御見解を大蔵当局がなさつておつた。もしそうだとするとたいへんなことになつてしまつて、この國際行政組織法でござらへた、この根本的な第八條の規定の精神と相当違つておる。今度の事態において、吉田内閣はこの國家行政組織法の第八條の規定を改正する意思があるならともかく、これはこのままにしておいて、そういう解釈をなさるのとは間違ひである。それだけのものならば、なぜ一体第二十一條の現業の行政機關については運輸省はこれを適用しなかつたか、この点について御意見を承つておきたい。

○荒木説明員 それは諮問的機關であるという点におきましては、もちろん諮問的機關であるということが法律の性格において言えると思うのであります。たとえばこの審議会の決定を運輸大臣が尊重しなければならぬと思ひますけれども、審議会の決定がすなわ

ち國家意思の決定ということになりまして、行政処分としての効果を発生するのではないのでございまして、大臣がその決定を尊重いたしました、大臣の意思決定としてこれを行便する場合においてのみ、國家意思として行政処分なりとして、いわゆる外局における運輸審議会がその名において行政処分をするというものはないのであります。性格的に申しますと八條に入れてさつきかえない、かように考えております。

○木村(衆議) そうしますと、非常に明確になつてつこうだと思ひます。組織法の第八條によつて規定したものであつて、従つてこの審議会というものは何ら決定権を持つたものではない、ただ單なる諮問的なものだといふことが今の御答弁で明確になつたと思ひますが、さよう解釈してさつきかえありませんか。今までの答弁ではその点がいまいであつた、諮問的なものではあるが、また何か非常に大きな決定権を持つておるかのごとく御答弁になつておる。そうして英語の翻譯の問題まで発展するわけでありませうか

ら、今の御答弁のごとく率直にこれは諮問的なものであつて、決定権がないというごときを大蔵運輸大臣も御承認なさるならば、今後運輸大臣が新たに発したこの運輸審議会の権限というものが、この委員会において明確に規定されて、このことによつて非常に円滑に行くとお思いますから、その点をさつきと今の御答弁のように諮問的なもの

だというふうに解釈してさつきかえありませんか。

○大屋國務大臣 それは私の答弁にもその問題を説明しております。諮問的なものであります、大臣はその実行にあつてこれを尊重しなければならぬ、こう書いてある、その尊重をいかうの程度に尊重するかという問題に、問題があると申し上げておるわけでありませう。

○木村(衆議) いや、尊重するとか尊重せぬとかいう問題は、これは主観的な問題でございまして、別に私たちが論じたくない。ただこの審議会そのものの性格が、諮問的なものだといふことを御答弁になればさつきかえないと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいま申し上げた通りであります。

○木村(衆議) この問題から発展いたしまして、今度は全般的な問題についてうまく御説明を願ひたいと思ひますけれども、それをやつておりますとたいへん長くなりますから、きようはやめまして、この次の内閣の委員会では質問したいと思ひます。

○小川原委員長代理 柳澤君、

○柳澤委員 我先ほど御質問いたしました点で一点取落した点がございまして、この運輸審議会の委員は特別職でしようか、一般職でしようか。

○大屋國務大臣 特別職であります。

○柳澤委員 「同議院の同意を得て任命する」とありまして、特に同院の同意を入れたことも、特別職の國家公務員の規定から來ておるものと私ども

は考えておりますが、仰せの通り特別職であるならば、第九條の二項の一には國會議員または地方公共團體の議会の議員を委員にしてはならぬという規定がある。二には政黨の役員を委員にしてはならぬという規定がある。特別職であれば、こういう制限を設けて、議員及び政黨の役員をはじき出すといふことは、かえつておかしいのではないかとと思ひますが、この点はいかがでございませうか。

○大屋國務大臣 特別職であります。運輸行政の純粋性を保つ意味合いにおきまして、政黨員、國會議員といふものを排除した、こゝういふふうに御解釈を願ひたいと思ひます。

○柳澤委員 運輸行政の純粋性を保つためというお話でありましたが、先ほど大臣もおつしやられたように、國會議員の中にも廣い経験と高い識見を有する者、ことに運輸に関する長い経験を持つ方もあるだらうと思ひます。議員であれば何がゆゑに純粋性を害されるのでございませうか。

○大屋國務大臣 一般の常識といたしまして、國會議員等の方が非常に高い識見、知識を有することは、言うまでもないのでありますが、さういふ人々をいわゆる公務員という形に採用して、特別の行政機關にあずからせるといふことは、なるべく避けた方がよいといふことは、古來いづれの場合においても常識となつておるわけでありまして、その点を取入れての措置と思ひます。

○柳澤委員 どうも審議会とか審査会とかいふものに、ほかの例から推して

も議員が入つておる。また政党の役員が入つておる。ひとり運輸の審議会についてのみ、さうに議員は純粹でないとお考へになられることは、はなはだどうも御答弁不満足に存じますが、きようはこの程度で打ち切ります。

○小川原委員長代理 これにて通告者の質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十三分散会

昭和二十四年六月四日印刷

昭和二十四年六月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局